

事業報告書

令和5年度(2023年度)

【令和5年4月1日から令和6年3月31日まで】

学校法人 高槻田中学園
青い鳥幼稚園

1. 法人の概要

①名称：学校法人 高槻田中学園 【昭和55年12月24日 法人設立】

②住所等：大阪府高槻市天神町二丁目8番18号
電話番号 072-685-0868
ホームページ <http://www.aotori-k.ed.jp>

③設置する学校（R05.5.1現在）

学校の名称：青い鳥幼稚園

定員：385名

実員：228名

④理事長氏名：岡部祥光

理事6名、評議員13名、監事2名、理事会4回開催

⑤教職員の状況（今年度末時点）

教職員数16人（令和5年度 4月新規採用3人、3月退職2人、途中退職0人）

および非常勤教職員5人

2. 事業の概要（令和5年度青い鳥幼稚園の概要）

①教育方針

“よく見、よく聞き、よく考え、よく遊ぶ健康でいきいきした子ども”

生活習慣や集団のきまりを自然に身につけると共に、日々の遊びにおいて静と動のけじめをつけ、何事にも懸命に取り組む態度を育てる。また、音楽リズム（歌唱、器楽遊び、リトミック等）や体育遊び、ごっこ遊び等を通して、知・情・意のバランスのとれた活動を目指している。

②学年、定員、実員（内訳）学級数（R05.5.1現在）

	学級数	満3歳児	学級数	3歳児	学級数	4歳児	学級数	5歳児	計
定員	1	25	4	100	4	128	4	132	385
R05	—	—	3	61	3	76	3	91	228

③保育時間

○月～金曜日：午前9時30分～午後2時

（臨時の場合に限り、午前11時30分までの午前保育）

○土曜日：休園

○月・火・木・金曜日：給食日 水曜日：お弁当日

④保育料及び諸経費（令和5年度）

○保育料 3歳児29,000円/月 4歳児29,000円/月 5歳児29,000円/月

※令和元年10月から保育料無償化が開始し、以下の保護者負担額が軽減。

3歳児25,700円/月 4歳児25,700円/月 5歳児25,700円/月

○教育充実費 3歳児・4歳児・5歳児 3,000円/月

○給食費 3歳児・4歳児・5歳児 @400円×実数

○バス費 4,500円/月（申込金5,000円）

○冷暖房費 6,000円/年

○保護者会費9,000円/年（別会計）

⑤入園時の費用（令和5年度入園）

○入園料	3歳児	120,000円	4歳児・5歳児	100,000円
○施設費	3歳児	20,000円	4歳児・5歳児	20,000円

⑥預かり保育

- 月～金曜日：早朝預かり保育 午前8：00～午前9：30
- 月～金曜日：午後2：00～午後5：00（最長午後6：00まで）
- 長期休業 夏20日間、冬3日間、春6日間
午前8：00～午後5：00（最長午後6：00まで）

⑦行事の実施状況

- 4月：入園及び進級式、学級懇談会、こどもの日のつどい
- 5月：尿検査、園外学習（年長）、園外保育（年少、年中）、保育参観（年中組）、交通安全指導
- 6月：内科検診、防犯教室、保育参観（年少、年長組）、プール開き、歯科検診鑑賞会(保護者会)
- 7月：個人懇談、七夕の集い、ECC参観、眼科検診終業式、夏期保育、夏まつり(保護者会)
- 8月：夏期保育
- 9月：始業式、見学会・入園説明会
- 10月：園児募集、運動会、園外保育（年少、年中、年長）、ECC参観、ハロウィン行事(保護者会)
- 11月：音楽会、なわとび大会(年中、年長)
- 12月：合同音楽会（年長）、クリスマス会、お餅つき(保護者会)、終業式
- 1月：始業式、かるた会、入園説明会、保育参観
- 2月：節分、身体表現活動・絵画展
- 3月：ひなまつり、お別れ会、卒園式、終業式

※新型コロナウイルス感染症対策により中止した行事

保護者会総会、高槻市私立幼稚園PTA連合大会

⑧主な事業の目的・計画

- (イ)満3歳児学年の令和6年度初募集
- (ロ)バス安全装置設置
- (ハ)機器の新規購入・更新
- (ニ)各所修繕

⑨事業計画の進捗状況等

- (イ)満3歳児学年の令和6年度初募集 令和6年1月受付
- (ロ)バス2台共、バス安全装置設置完了（7月）
- (ハ)機器の新規購入(AED、タブレット端末、ミストシャワー)、更新(印刷機リース)
- (ニ)火災保険見直し
- (ホ)修繕(通路鉄扉、プールタイル剥がれ、屋上雨漏り、外通路マンホール)

3. 財務の概要

財務状況の説明

債務返済に向けた現預金は確保できており、財務体力は問題ないと思われる。

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人高槻田中学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第12条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬等を支給しないものとする。

(費用)

第4条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

学校法人高槻田中学園 役員名簿

理事 6名

岡部祥光
田中敏彦
市岡五道
荒川宝子
西田ヒロ子
野間久実代

監事 2名

林修一
伊藤圭